

記入例

請求日は記入しないでください。

請求日： 令和 年 月 日

白岡市長 宛

施設等利用費請求書（償還払用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和 〇年 4 月分 ～ 令和 〇年 6 月分 請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について次のとおり請求します。指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、白岡市内に居住していることを白岡市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを白岡市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払状況を白岡市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を白岡市が確認すること。

各欄の太枠部分に記入し、提出してください

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ	シラオカ イチロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成3 年 12 月 20 日
氏名	白岡 一郎			現住所	〒 349 - 0215 白岡市千駄野445 電話： 090 - 1234 - 5678

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

施設等利用給付認定の種別	新2号	認定番号	
生年月日	令和3年4月5日	フリガナ	シラオカ タロウ
4月～6月の間の住所		氏名	白岡 太郎
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当する場合は、転入日または転出日を記入してください。			

請求期間中に住民票を異動した場合は、該当する部分に☑してください。

3 償還払の振込先(※1)

区分	<input type="checkbox"/> 継続 → 以前の振込先と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更
		下欄に記入してください。また、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類を提出してください。	
		「1施設等利用給付認定代表保護者(請求者)」と同じ名義人の口座としてください。それ以外の口座を希望する場合は、委任状が必要となります。	
	金融機関名	預金目録	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	銀行・信用金庫	口座番号	* * * * *
	農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	シラオカ イチロウ
	埼玉りそな 白岡	支店	
		出張所	

※1 振込先は請求者名義の口座です。もし請求者と口座名義が異なる場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	ばらほいくえん	所在地	〒 349-0215 白岡市千駄野880番地 電話： 0480-92-1303
	施設名	ばら保育園		
	契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 50,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		

<裏面も記入してください>

③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

領収証兼提供証明書に記載されている金額をご記入ください。

認可外保育施設以外で利用している施設がある場合はご記入ください。
※在籍していた施設で必ず「領収証兼提供証明書」を受け取ってください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※4	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
4月分	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
5月分	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
6月分	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
請求額合計					111,000 円

- ※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)に支払います。
- ※4 「施設に支払った金額(a)」及び「一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)」は、「認可外保育施設利用料(保育料)決定子ども・子育て支援提供証明書」(兼)特定子ども・子育て支援提供証明書または、子育て援助活動支援事業を利用している場合は、「認可外保育施設利用料(保育料)決定子ども・子育て支援提供証明書」を添付して下さい。
月額上限額について、認定が新2号は上限額「37,000円」新3号は上限額「42,000円」となります。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期単位)の場合は、その月の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までのその月の日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×認定起算日以降のその月の日数÷その月の日数